

改正案 修正箇所

【電波法施行規則第三条第１項第八の二号】

「携帯移動業務 携帯局（陸上、海上若しくは上空の一若しくは二以上にわたり携帯して移動中又はその特定しない地点に停止中に使用する受信設備（無線局のものを除く。）を含む。次条第七号において同じ。）と携帯基地局との間又は携帯局相互間の無線通信業務をいう。」

を

「携帯移動業務 携帯局（陸上、海上若しくは上空の一若しくは二以上にわたり携帯して移動中又はその特定しない地点に停止中に使用する受信設備（無線局のものを除く。）を含む。次条第七号及び次条第１項第七号において同じ。）と携帯基地局との間又は携帯局相互間の無線通信業務をいう。」

に修正

【周波数割当計画の一部を変更する告示案】

該当箇所	修正内容
本文	「 改正 前欄に掲げる規定の」を「 変更 前欄に掲げる規定の 下線を付し又は 」に修正
	「 順次これに対応する 」を「 これに順次対応する 」に修正
	「 改正 後欄に掲げる規定の 下線を付し又は破線 」を「 変更 後欄に掲げる規定の 破線 」に修正
第２ 周波数割当表	表のレイアウトの見直し（破線の範囲の縮小等）及びその他軽微な修正
別表９—１	変更後欄及び変更前欄における「429.815625MHz以上429.921875MHz以下の周波数であって、429.815625MHz及び429.815625MHzに6.25kHzの自然数倍を加えたもの。この場合において、429.815625MHz及び449.821875MHzは周波数制御用チャネルとする。」を「429.815625MHz以上429.921875MHz以下の周波数であって、429.815625MHz及び429.815625MHzに6.25kHzの自然数倍を加えたもの 並びにこれに19.9MHzを加えたもの 。この場合において、429.815625MHz及び449.821875MHzは周波数制御用チャネルとする。」に修正
	変更後欄及び変更前欄における「449.840625MHz以上449.884375MHz以下の周波数であって、449.840625MHz及び449.840625MHzに6.25kHzの自然数倍を加えたもの 並びにこれに19.6MHzを加えたもの 。この場合において、449.884375MHz及び469.484375MHzは周波数制御用チャネルとする。」を「449.840625MHz以上449.884375MHz以下の周波数

	であって、449.840625MHz及び449.840625MHzに6.25kHzの自然数倍を加えたもの並びにこれに19.6MHzを加えたもの。この場合において、449.884375MHz及び469.484375MHzは周波数制御用チャネルとする。」に修正
--	---

- ・【特定小電力無線局の無線設備の一の筐体に収めることを要しない装置、送信時間制限装置及びキャリアセンスの技術的条件等を定める件の一部を改正する告示案】
- ・【800MHz帯広帯域小電力無線システムの携帯局の無線設備の送信時間制限装置、混信防止機能及びキャリアセンスの技術的条件を定める告示案】
- ・【端末設備等規則の規定に基づく識別符号の条件等を定める件の一部を改正する告示案】

については、案件番号145210684の結果をご確認ください。

以上